

FOURTH EDITION

民法(1) 総則

[第4版増補補訂版]

遠藤 浩・川井 健・原島重義 編集
広中俊雄・水本 浩・山本進一

民法の基礎の習得と応用力の養成に最適のRELIABLE TEXT全9巻—第4版増補補訂版では、成年後見制度に関する民法改正を織り込み、全体的な補訂を施した。民法のよりup-to-dateな理解と総合的な思考能力の養成に資する最新版。



有斐閣双書

第3章 法人

1 序 説

54 法人の意義および本質

(1) 法人の意義　法人とは、自然人以外のもので、法律上、権利・義務の主体たりうるものをいう。すなわち、法人は、一定の組織を有する人の集団、または一定の目的のために寄附された財産の集合に対して、法が権利能力（法主体性）を付与したものである。前者を**社団法人**、後者を**財団法人**という。もっとも、法人には、資本団体としての会社のような営利法人もあれば、資本に対抗して労働者の社会的地位の向上や生活の安定を得るために結成した労働組合のような中間法人もあるし、また、市町村・都道府県のような公法人もあれば、営団・公団のような特殊の法人もあって、それぞれ団体としての社会的機能を営んでいる。民法の規定する法人は、祭祀・学術・宗教・慈善など公益を目的とする公益法人に関するものである。たとえば、日本医師会、講道館、日本相撲協会のような団体・財団が民法の対象となるわけである。

ところで、現存する公益法人を類型化すると、①典型型公益法人（育英・慈善等を目的とする純粹の公益法人）、②特別法型公益法人（学校法人・宗教法人など民法法人から特別法型法人へ移行したもの。もっとも、モーターボー

ト競走法による「競走会」もこれに属する)、③行政補完型公益法人(国または地方公共団体が、行政事務の一部を肩代りさせたり、行政事務の補完を行わせたりする法人)、④親睦団体型公益法人(同窓会、従業員のためにする共済会など、一時期許可基準が緩められた際に設立された)、⑤業者団体型公益法人(同一の業種または同一の免許等の営業上の資格を有する者により設立された法人)をあげることができるが、④と⑤は公益性が希薄である。

(2) 団体と社会生活 人類の歴史をふりかえてみると、ドイツの著名な法律学者が「人類の歴史は団体結合の歴史である」といつているように、古くから家族・氏族・部落・種族などの団体がつくられ、われわれは、これらの団体をとおして生活してきた。今日にいたっても、われわれは、資本団体である会社、同業者の集団である組合、労働者の集団である労働組合などをはじめとして、生活協同組合、自治会、PTA、スポーツ団体、マンションの管理組合など各種の団体をとおして社会生活を営んでいる。このことは、われわれの社会生活関係が、個々の人間だけが社会生活の単位となつて活動するだけではならず、人の集団や財産の集合たる多種の団体・財団をとおして、それとの関係において成り立っていることを物語っている。

(3) 法人論 法人はどのような社会的実体を有するものであるか、またなにゆえに自然人以外の存在に法人格を与えるのかという、いわゆる法人理論は、一九世紀初頭以来、多くの学者によって争われた最大論争の一つであった。法人学説ともいわれるものである。

(ア) 法人擬制説 この学説は、権利・義務の主体をもって本来自然人たる個人に限るとし、法人は法律の力によって権利の主体を擬制されたものだとする。事実上団体的結合が存在していると考

えられるときは、そこには、個々の構成員ではなく団体そのものに帰属する利益がある。その利益が存在する以上は、法律上、利益の帰属者すなわち利益の主体が認められねばならない。これが法人である。だから法人は、その本質は実体のない観念的存在であって、法律上その利益の担い手として、あたかも存在しているものとして擬制された人為的主体である。サヴィニーによって主唱された。擬制説は、団体の存在そのものを擬制しようとするのではなく、社会的に存在する団体に権利能力ないし財産権能力の主体としての人格を擬制するのである。法人の内部構造をいちおう視野の外におき、主としてその取引の主体性の側面を分析の対象とし、法人の技術的性質を明らかにした点は、正しく評価されねばならない。

(イ) 法人否認説　この学説は、擬制説と同じ出発点にたつものであるが、より科学的に、擬制の背後に潜在している実在をあらわにしようとする。すなわち、法人格は法の外被にすぎず、法人の実体は現実には個人または財産以外には存在しないで、法人は法律関係における権利・義務の帰属点としてのみ認められる観念上の主体であるとする。その実質上の主体は、法人として現象するところの社団・財団を通じて現実利益を享受する成員ないし受益者である（享益者主体説）とか、法人の財産の管理者である（管理者主体説）とか、財産そのものである（目的財産説）とかみる。

(ウ) 法人実在説　法人は、擬制ではなくして、実質的に法的主体たりうる実体を有するところの一つの社会的実在である、とする学説である。社会的実体をなるとみるかにより、この説はさらに、法人は団体意思を有する社会的有機体であるとする有機体説、権利主体たるに適する法律上の組織体

と考える組織体説、独立の社会的作用を担当する集団が法人の実体だとすれば十分だとする社会的作用説などに分かれる。有機体説はギールケにより、組織体説はサレイユによって主張された。わが国では我妻博士によって社会的作用説が説かれた。社会的作用説は、公益法人、株式会社など各種の法人が社会的活動をしていることを社会的事実として率直にとらえ、そこから出発して、法人は自然人と同じように社会的に実在するものと考えるのである。

(エ) 現在の法人理論と課題　わが民法が法人の本質をどのように理解しているかは必ずしも明らかでないが、いままででは實在説が通説であった。實在説が、法人の基礎となる社会的事実の存在を強調し、とくに団体の内部構造を分析して、団体の営む社会的作用を強調したのは、それなりに評価されるべきであろう。他面、擬制説や否認説が、法人制度は、自然人でないものを自然人と同様の形で、権利・義務の帰属点として法律関係を処理するための一つの法技術である、と説いた理論も、無視できないものがある。ここでいいたいことは、各法人学説を同一平面に並べていずれが妥当かというような詮索は避け、それぞれが果たしてきた役割を評価すればよいということである。法人をつぎのように理解しておきたい。

すなわち、第一に、もし自然人しか権利・義務の主体たりえないとすると、団体財産は全構成員の共有財産となり、財産の取得は全構成員の共有名義でしたり、その不動産は全構成員の共有名義で登記をしなければならなくなったりして厄介である。そこで、団体を自然人と同じように法律上の単位として取り扱う——法人とする——と、その名において取引をし、契約を結び、その名において訴え、

訴えられることになって便宜である。第二に、団体が結成されたとき、そこには、構成員の個人財産とは区別される団体自体に帰属すべき団体財産がある。この財産は独立の財産を形成する。したがって、構成員個人に対する債権者は、団体財産を差し押えることはできないし、団体に対する債権者は、構成員の個人財産を差し押えることはできない。この財産の帰属を明確にするためには、構成員とは別に団体自体に帰属するという権利・義務の帰属点が設けられなければならない。法人は、構成員個人の財産と切り離された独立の財産をつくりだし、これを管理・運営するための一つの法技術である。

2 法人の種類

55 社団法人と財団法人

社団法人とは、その実体が一定の目的のもとに結合した人の団体であるものをいい、財団法人とは、その実体が育英・慈善など一定の公益目的に捧げられた財産の集合であるものをいう。社団は人が集まって組織する人的な団体であり、財団は一定の目的のために寄附された財産であるから、両者の根本的差異は、その構成要素としての構成員の有無に存するといえる。したがって、社団法人は、構成員たる個人の意思を総合して団体意思を構成し、これに基づいて自律的に活動する（自律的法人）のに対し、財団法人は、設立者の意思によって与えられた一定の目的と組織のもとに他律的にのみ活動する（他律的法人）。

社団法人の活動は融通性に富み、財団法人のそれは恒常性・固定性を特徴とする。だから、前者は営利法人の機構に適するし、後者は

「4 法人の能力」

⇨ 65～67

66

序説

育英事業を目的とする財団法人Aが、Bから営業権を買いとり、営利事業を営もうと
しているが、Aは営業権をもつことができるか。技芸を目的とする社団法人Cが、そ
の制作物を売却し、社団の資金の増殖をはかるのは、法人の目的の範囲内の行為といえるか。前者
は、法人はいかなる種類の権利をいかなる範囲でもつことができるか、という法人の権利能力の問題
であり、後者は、法人はいかなる種類の行為をいかなる範囲でなすことができるか、さらに、何人が
いかなる要件のもとにいかなる行為をしたときに法人の行為となるか、という法人の行為能力の問題
である。法人の能力の問題は、法人本質論の一部として、理論上も実際上もはなばなしく争われてき
た。この問題は、国家の法人政策・法人理論が時代的に変遷してきているということにかんがみても
容易な問題ではない。

67

法人の権利能力

(1) 序説

法人も自然人と同じく法によって法人格を付与されたものであるか
ら、権利能力を享有する。享有しうる権利は、財産権はもちろん、個別的な人格
権の諸権利、たとえば団体の名称を専有する権利、名誉権などである。だから、法人の名誉が侵害さ
れた場合にも法人に損害賠償請求権があるとされる。

▼たとえば、Aがその編集する新聞紙上に財団法人Bを誹謗する記事を掲載したので、B法人が名誉・信用を
著しく侵害されたとして謝罪広告と無形の損害賠償を請求した事案について、判例は、法人も一個人の人格者
であり社会的評価の対象として名誉の主体であることを認めたくえで、その名誉侵害について、七一〇条に
よる財産以外の損害としての金銭賠償請求権を認めた(最判昭三九・一・二八民集一八卷一号三三六頁)。

(2) 法人の権利能力の制限　しかし、法人の権利能力は、つぎのようにその性質・目的・法令によって制限をうける。

(ア) 性質による制限　「法人には救われるべき魂なく、蹴らるべき肉体もない」と法格言がいうように、法人は、自然人とちがいが生命・肉体を有しないから、性、年齢、親族関係等に関する権利・義務（親権、後見人となる権利、生命権）は享有することができない。だから、法人は、精神的苦痛の損害賠償いわゆる慰謝料請求権のような権利も享有しえないとされる。

▼たとえば、会社財産の違法差押につき名誉侵害による慰謝料請求を求めた事案について、判例は、法人に精神のないことを理由にこれを否定している（東京控判昭一一・二・二四評論二六卷民三一六頁）。

(イ) 法令による制限　法人の権利能力は、法によって付与されたものであるから、その権利能力の範囲も法令の制限に服する。実際に法令の規定で権利能力を制限したものはなく、たとえば、会社は他の会社の無限責任社員となることができない（商五五条）という規定のように、個別的制限が存在するだけである。

(ウ) 目的による制限　(a) 法人は、一定の目的のために組織され活動するものであるから、その権利能力の範囲も、その目的によって制限される。民法四三条は「法人ハ……定款又ハ寄附行為ニ因リテ定マリタル目的ノ範囲内ニ於テ権利ヲ有シ義務ヲ負フ」と規定している。法人は、その目的の範囲外の権利能力を享有できないわけである。たとえば育英事業を目的とする財団法人は、営利事業を営むための営業権をもつことはできない。しかし、近時、営利法人については、法人の果たす社会